

## 飯田市第5次障害者施策に関する行動計画（仮称）の策定について

## 1 現状

障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「基本法」という。）第11条第3項の規定による市町村障害者計画（飯田市は「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画」と呼称、以下「障害者計画」という。）と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第88条第1項の規定による市町村障害福祉計画（飯田市は「飯田市障がい福祉計画・飯田市障がい児福祉計画」と呼称、以下「障がい（児）福祉計画」という。）とが存在しており両計画の周期がずれている。

## 2 両計画の位置づけ

## (1) 障害者計画

- ア 基本法に期間の定めはなく、現行計画は今年度末までの10年間の計画（2013（平成25）年4月～2023（令和5）年3月）
- イ 市における障害者福祉の現状を分析し、基本理念や基本的な視点、重点的な取組等を記載
- ウ 数値目標は定めていない。

## (2) 障がい（児）福祉計画

- ア 支援法第87条第1項に規定する自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即し計画期間を3年としている（2021（令和3）年4月～2024（令和6）年3月）。
- イ 障害福祉サービス目標値、サービス見込み量等、数値目標を設定した定量的な計画となっている。

## 3 策定方針

現行の第4次障害者計画が今年度末で終了するが、その終期を1年延長する。第5次障害者計画の始期を2024（令和6）年度とし、6年間の計画とする。併せて、2024（令和6）年度から3年間の障がい（児）福祉計画を策定する。計画に関する国の動向を注視しつつ、次期障害者計画と障害（児）福祉計画を一体的に策定する（名称は今後検討）。

## 4 理由

根拠法は異なるものの、理念を記載した障害者計画と、数値目標を設定した障がい（児）福祉計画とを一体的に管理することで、効果的な計画策定、推進ができる。また、市民も理解しやすい。

## 5 経過

次ページのとおり

## 6 今後に向けて

- (1) 今年度、次期障害者計画策定に向けたアンケート調査を実施し、障害者計画を総括していく。
- (2) 障がい（児）福祉計画の進行管理は、今までどおりPDCAサイクルに則り点検評価を行い、実施状況を取りまとめていく。

西暦 和暦	国		県	市	市・県	基本指針	国	西暦 和暦		
	法律	計画	計画	計画	福祉計画		法律			
1970 (S45)	<b>障害者基本法</b>							1970 (S45)		
⋮	S45施行							⋮		
2003 (H15)		第2次障害者基本計画 (H15～H24)	長野県障害者プラン (H14～H23)	飯田市第3次行動計画 (H13～H23)				2003 (H15)		
2004 (H16)										2004 (H16)
2005 (H17)										2005 (H17)
2006 (H18)	* 政府は、「障害者基本計画」を策定 * 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、「市町村障害者計画」を策定							障害第1期	H18～3年に1度	障害者自立支援法 H18施行
2007 (H19)					障害第2期			2007 (H19)		
2008 (H20)						障害第3期		移行	2008 (H20)	
2009 (H21)						障がい第4期		障害者総合支援法 H25.4.1施行 * 市町村は、基本指針に即して、「市町村障害福祉計画（障害福祉サービス提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」を定める。	2009 (H21)	
2010 (H22)						障がい第5期 児第1期			2010 (H22)	
2011 (H23)						障がい第6期 児第2期 (R3～5)			2011 (H23)	
2012 (H24)										2012 (H24)
2013 (H25)			障害者基本計画 (第3次) (H25～H29)	長野県障害者プラン 2012	<b>飯田市第4次行動計画 (H25～R4)</b>					2013 (H25)
2014 (H26)										2014 (H26)
2015 (H27)										2015 (H27)
2016 (H28)									2016 (H28)	
2017 (H29)						最終改正は R2厚労省告示第213号			2017 (H29)	
2018 (H30)		障害者基本計画 (第4次) (H30～R4)	長野県障がい者プラン 2018	県は一体化し策定 終期を1年延長アンケート実施					2018 (H30)	
2019 (R 1)								2019 (R 1)		
2020 (R 2)								2020 (R 2)		
2021 (R 3)								2021 (R 3)		
2022 (R 4)								2022 (R 4)		
2023 (R 5)		障害者基本計画 (第5次) (R5～	長野県障がい者プラン 2024 (仮)	<b>飯田市障がいプラン (仮)</b> 障がい者計画と障害 (児) 福祉計画を一体的に策定				2023 (R 5)		
2024 (R 6)								2024 (R 6)		
2025 (R 7)								2025 (R 7)		
2026 (R 8)								2026 (R 8)		
2027 (R 9)								2027 (R 9)		
2028 (R 10)								2028 (R 10)		
2029 (R11)								2029 (R11)		